

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 5 号  
兵庫県立大学工学研究科専攻會議規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授會規程（平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科に係る専攻會議の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(専攻會議)

第 2 条 工学研究科に次に掲げる専攻會議（以下「會議」という。）を置く。

- (1) 電気物性工学専攻會議
- (2) 電子情報工学専攻會議
- (3) 機械工学専攻會議
- (4) 材料・放射光工学専攻會議
- (5) 応用化学専攻會議
- (6) 化学工学専攻會議

(審議事項)

第 3 条 會議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該専攻の運営に関する事
- (2) その他教育研究に関する事

(組 織)

第 4 条 會議は、工学研究科の当該専攻に所属する教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織する。

(専攻長)

第 5 条 各専攻に専攻長を置く。

- 2 専攻長の選考方法及び任期は、別に定める。
- 3 専攻長は、専攻を代表し、掌理する。

(會議)

第 6 条 會議は、専攻長が招集し、その議長となる。

- 2 會議の成立は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。
- 3 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ専攻長が指名する教授が、その職務を代行することができる。
- 5 議長が必要と認めたときは、會議の同意を得て他の教員を出席させ、意見を聴くことができる。

(学科に関する事項)

第 7 条 會議は、工学部各学科（以下「学科」という。）に係る第 2 条に規定する事項についても必要に応じ、審議する。

- 2 各学科に学科長を置き、専攻長をもって充てる。
- 3 学科長は、学科を代表し、掌理する。

(規程の改正)

第 8 条 この規程の改正は、工学研究科教授會の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の議事及び運営について必要な事項は、会議の意見を聴いた上で専攻長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月17日一部改正）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 本則の規定にかかわらず、兵庫県立大学大学院工学研究科電気系工学専攻、機械系工学専攻、物質系工学専攻が存置される間、当該専攻に関する事項に関しては第2条に規定する専攻会議を電気系工学専攻会議、機械系工学専攻会議、物質系工学専攻会議とみなすこととする。

附 則（平成27年3月18日一部改正）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。